

## － 柔道事故〇を目指して －

### 中学校武道必修化に伴う静岡県柔道安全指導指針

静岡県教育委員会

柔道の授業を行う上で、相手を尊重するなどの武道の精神を重んじ、生徒の発達段階や個人差を踏まえ、安全の確保に十分留意した指導を行うことは、極めて重要である。各学校では、平成24年3月9日付け文部科学省スポーツ・青少年局長から示された「武道必修化に伴う柔道の安全管理の徹底」に基づき、適切に対応するとともに、本県が特別に定める以下の内容を守り、柔道授業における事故防止に万全を尽くす。

#### 1 全学年について

- (1) 相手と組ませる際は、体格差や技能差の異なる生徒同士を組ませない。
- (2) 技をかける者・かけられる者とも「頭を打たない・打たせない」などの安全に配慮した段階的な指導を行う。特に後方に受け身をとる場合は、細心の注意を払い指導する。
- (3) 健康状態の把握に努め、運動することが可能かどうか、適切な判断と処置を行う。
- (4) 投げ技においては、頭部外傷の事故が予想される「大外刈り」は取り扱わない。

※ 学習指導要領解説に示している大外刈りなどの技については、あくまで例示であり、記載された全ての技を取り扱わなければならないというものではない。

各学校においては、生徒のこれまでの経験や技能、体力の実態、施設設備の状況等を十分踏まえて取り扱う技を決定することが重要である。

- (5) 試合については、「投げ技を用いた試合（ごく簡単な試合を含む）」は実施しない。

#### 2 第1学年及び第2学年について

- (1) 投げ技においては受け身の習得に重点を置き、安全に十分注意し「かかり練習」や「約束練習」まで行うことができる。
- (2) 固め技においては「ごく簡単な試合」まで行うことができる。

#### 3 第3学年について

- (1) 投げ技においては生徒の学習状況、技能の上達の程度を十分に踏まえ、使用する技を限定し、「受け身を重視した自由練習」まで行うことができる。
- (2) 固め技においては第1学年及び第2学年同様、「ごく簡単な試合」まで行うことができる。

※ 「かかり練習」：技に入る動作までを繰り返し練習し、技に入るタイミングや形を習得する。

※ 「約束練習」：かかり練習で習得した技を、互いに約束した動きの中で行い、受け身のとり方を確認し、投げの感覚や技に入るタイミングなどを習得する。

※ 「受け身を重視した自由練習」：かかり練習、約束練習で習得した技を使い、技をかける者・かけられる者ともに受け身を重視し、攻防する。